

平成31年2月15日

建設工事現場 安全衛生責任者 殿

亀戸労働基準監督署長



建設工事現場における火災災害の防止の徹底について（要請）

平素より、建設業における労働災害の防止については、特段の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨年7月に発生した東京都多摩市のビル新築工事現場における火災による労働災害をうけ、各現場におかれましては、同種災害を防止するための対策を実施されていることと思われませんが、当署管内においても本年1月に新築工事現場において、鉄筋（ワイヤーメッシュ）を携帯用ディスクグラインダーで切断する際に発生した火花が発泡スチロールに引火したと思われる火災が発生しています（裏面災害発生状況図参照）。

つきましては、類似火災による労働災害を防止するため、下記事項について、関係請負人に周知されるとともに、本対策の徹底を図られるようお願いいたします。

記

1 調査、確認

新築工事にあつては、可燃性の断熱材及び発泡スチロール（以下「断熱材等」という。）の施工の有無を確認し、計画段階において、断熱材等の使用が認められるときは、種類及び特性について調査すること。

2 作業計画の作成等

断熱材等のある場所やその周辺において、火気及び火花の発生を伴う機械器具等を使用しない作業計画を関係請負人に対して作成させること。

また、当該作業計画を元方事業者へ提出させ、作業状況の確認及び調整を行うこと。

3 安全衛生教育

上記2により作成した作業計画に基づき、関係請負人が実施した教育の結果を元方事業者へ報告させること。

4 表示

断熱材等の使用場所については、断熱材等の種類及び火気厳禁の表示を行うこと。また、断熱材等の保管場所（仮置き場所を含む。）についても同様の表示を行うことにより、関係請負人に対して周知すること。

5 整理整頓

関係請負人に対して、作業場所の整理整頓を行い、断熱材等を放置しないよう指導すること。また、元方事業者による作業所内巡視の際に断熱材等の保管状況を確認すること。

6 緊急時の措置

火災発生等の緊急時の連絡方法、避難方法等についてあらかじめ定め、関係請負人及びその労働者に周知するとともに、訓練を実施するなど、緊急時に備え万全の対策を講ずること。

7 停電時等

地下等の作業においては、停電時における照明（懐中電灯の携帯等）の確保を関係請負人に対して指導すること。

[関係条文]

労働安全衛生規則第279条第1項

事業者は、危険物以外の可燃性の粉じん、火薬類、多量の易燃性の物又は危険物が存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所においては、火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となつて点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。

同条第2項

労働者は、前項の場所においては、同項の点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。

災害発生状況

